

**「さくらんぼメモリアルフェスタ」  
飲食・販売出店 募集要領**

# イベント概要

## ■会場

山形県郷土館「文翔館」（山形市旅籠町三丁目4-51）

## ■日時

（1日目）令和7年6月6日（金）12:00~19:00

（2日目）令和7年6月7日（土）10:00~18:00

2日間の開催となります

## ■開催の目的

令和7年（2025年）は、山形県でさくらんぼや西洋なし等の果樹栽培がはじまってから150年の節目の年「やまがたフルーツ150周年」です。やまがたフルーツのトップバッターである「さくらんぼ」のシーズンに合わせ、一般消費者・観光客向けのイベントを開催し、やまがたフルーツ150周年の県内機運を高める目的で開催いたします。

## ■会場図面

文翔館広場（正面及び噴水広場）と市民会館予定地の2会場を出店エリアとします。赤い囲みが事務局準備のテントでの出店、青い囲みがキッチンカーでの出店となります。



※各出店者の配置は、山形県さくらんぼ&フルーツPR協議会事務局（以下、「事務局」という。）が決定します。

※レイアウトは出店状況等により変更になる場合があります。

## 募集要領 1/4

今回のイベントで募集する内容は、以下のとおりです。（店舗数は、応募状況により調整することがあります。）

	形式	出店場所	募集数	備考
内訳	キッチンカー	市役所予定地内	5	・給排水はNGです。 ・電源は準備いたします。
	テント (2間×3間)	文翔館内	11	・山形市保健所から臨時の営業許可が必要になります。 ※手続きは各出店者の対応です ・事務局で準備するテント内備品は、次ページのとおりです。
		市役所予定地内	4	

募集要件	①スイーツ又はドリンクの販売（うち1品は県産フルーツを使用してください） 【例】アイス・かき氷、フルーツサンド、ゼリー、ドライフルーツ、スムージー 等	8店舗
	②アルコール飲料の販売（うち1品は県産フルーツを使用してください） 【例】クラフトビール、シードル、フルーツワイン、リキュール 等	5店舗
	③県産品を使用した食事の販売 【例】山形牛の串焼き、地元野菜の漬物 等	5店舗
	④フルーツに関する雑貨の販売 【例】フルーツのポストカード、剪定枝を使った木工品 等	2店舗

### ■ 出店の申込資格

- 1) 募集要件を満たす県内に店舗又は事務所を有する事業者・団体であること
- 2) 次のいずれかに該当しないこと
  - ①公序良俗に反すること。
  - ②政治的目的や特定の宗教、思想等のPRを目的とすること。
  - ③反社会的勢力に所属する個人・団体であること。
- 3) イベントからの暴力団関係者の排除
  - ①県内で行われるすべての祭典において暴力団関係者を排除しており、暴力団関係者からの出店申請は受付できません。
  - ②暴力団関係者であることが判明した場合及び暴力団関係者を出店準備や営業に従事させたり、あるいは出店場所付近に待機させる等、実質的に暴力団関係者が関与していると認められた場合には、出店許可を取り消します。
- 4) 2日間の参加が可能であること

### ■ 出店の申込締切日

・令和7年5月15日（木）17時00分【必着】

送付先は最後のページになります

### ■ 出店者の決定について

・各事業者・団体からの申込内容を確認の上、事務局で出店者を決定いたします。

## ■ テントでの営業の際の備品一覧

テント	2間×3間（1張） 間口5,400mm×奥行3,600mm	テントの持込みは不可とさせていただきます
横幕（白）	10間分（四方囲み）	一日目終了後四方を囲い退出ください
長テーブル	4台	必要ない場合は返却可です
パイプ椅子	4脚	必要ない場合は返却可です
テント内照明	LED蛍光灯1本	常時点灯しておきます

※上記以外の備品は、有料のリース備品をお申込みいただくか、出店者様による持込みとなります。

※電源を使用する際は申込書に使用機材・ワット数を正確に記載して下さい。

※【重要】給水箇所はありますが、排水は不可です。会場での洗浄も不可となります。

## ■ イベント参加における流れと留意事項

前日 (6/5)	設営	会場設営を行います。出店者の搬入や準備はできません。
当日 6/6のみ	搬入 準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設営及び搬入は、当日10:00から可能です。</li> <li>・荷物を搬入後、テントでの出店者は搬入車両を速やかにご移動ください。</li> <li>・キッチンカーでの出店者は、会場進入後に準備を進めてください。</li> <li>・搬入車両の会場からの退出は、14:00までに行なって下さい。</li> <li>・水道は14:00から使用可能です。（それ以前は使用できません）</li> <li>・6月7日の搬入・準備時間は別途お知らせいたします。</li> </ul>
当日 6/6 6/7 共通	販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売時間は日によって異なります。</li> <li>●一日目 12:00~19:00</li> <li>●二日目 10:00~18:00</li> <li>・販売及び精算は、店毎に現金で行っていただきますので、お釣り等をご準備ください。（なお、iPadなど電源のみで稼働できる端末による電子マネー等も可）</li> </ul>
	撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント終了後に片付けを始めてください。</li> <li>・一日目の終了後はなるべく車両を入れず、退出出来るよう検討ください。</li> <li>・一日目の終了後はテントの横幕を四方に囲い、食材などは必ず持ち帰るようお願いいたします。</li> <li>・テントへの電源の供給は夜間に行いません。</li> <li>・会場への車の進入は、事務局の許可後にお願いいたします。</li> <li>・キッチンカーの退出も、事務局が判断し許可が出た後にお願いいたします。</li> <li>・ゴミはお持ち帰りください【厳守】</li> </ul>

※決定者には別途マニュアルを送付し出店スケジュールについて詳細をご提示いたします。

■ 保健所や消防署の指導・手続きについて

・臨時飲食店（保健所）の営業許可証を掲示し、食品の適切な取扱や、従事者の健康管理の徹底をお願いします。テントでの出店者は、山形市保健所へ臨時飲食店の営業許可申請が必要ですので、各自申請してください。

【申請先】山形市保健所 生活衛生課 食品衛生係  
 （所在地：山形市城南町1-1-1 霞城セントラル4階）  
 （電話：023-616-7280 / FAX：023-616-7282）

【営業許可申請に必要な書類等】

申請時に必要な書類など	備考
営業許可申請書 1部	・様式（記載例を含む。）は、山形市保健所のホームページからダウンロード可能です。 ・団体での申請の場合、代表者個人としての申請が必要です。
食品衛生責任者の資格を証する書類のコピー 1部	例：食品衛生責任者養成講習会の修了証
営業設備の配置図 1部	出店決定後、事務局より配布します。
申請に係る経費 3,000円	
（※法人の場合のみ）登記簿謄本 1部	上記の「営業許可申請書」内で法人番号を記入すれば、登記簿謄本の提出は省略可能です。

※関係する書類及び諸注意事項は、「山形市 食品営業許可 様式」で検索ください。  
 ※申請手続きについての詳細は、下記サイトもしくは山形市保健所へ直接ご確認・お問い合わせください。

【インターネットからの営業許可申請について】

厚生労働省の「食品衛生申請等システム」を利用して、オンラインでの申請も可能です。本システムは全国共通のものであるため、一度アカウントを作成すれば、今後イベント等で出展する際の営業許可手続きでもご使用いただけます。（※営業許可の申請経費は、口座振込となります。）

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。「食品衛生申請等システム」で検索してください。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/kigu/index\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00012.html))

■ その他出店上の注意

1) 保健所からの指導

- ・テントでの臨時飲食店の営業許可の場合、原則、会場での食材のカット等の調理は認められておりませんので、ご注意ください。
- ・山形市では営業許可証の掲示義務があります。当日忘れずにお持ちください。
- ・飲食物は、食中毒を発生させないよう十分配慮してください。保健所等による改善指導があった場合は、その指示に従って下さい。（イベント当日も、保健所職員の立ち入り検査が入る場合があります。）
- ・火器・危険物の使用については、山形市消防本部からの火災予防等の留意事項を遵守してください。

2) 設備面について

給水	給水会場内には水道から直接給水できるポイントを準備する予定です。各自タンク等をお持ち込みのうえご利用ください。
排水	いかなるものも不可です。持ち帰り可能な準備を事前をお願いいたします。
電気	・申請書に正確な内容の記載をお願いいたします。必要数を準備いたします。 ・冷蔵、冷凍庫などは特に詳細を記載して下さい。
火器（全て）	・必ず消火器をご準備ください（10型以上が条件となります）。 ・耐火ボードを使用しテントへの延焼だけでなく、反射熱による芝生への影響も考慮し、ブロックなどで地面と火器類の距離を空けてください。 ・火器・危険物の使用については、山形市消防本部からの火災予防等の留意事項を遵守してください。
ごみ類	出店テント及びキッチンカー内で発生する全てのゴミや材料は全て持ち帰りください。会場には絶対に捨てないでください。 ・販売ブースでの来場者用のゴミ袋の準備は必要ありません。 ・会場にエコステーションを準備しますのでそちらへお客さまを促してください。
要冷蔵冷凍	保冷車は準備いたしません。各自冷蔵・冷凍庫をお持込みください。

3) 事故防止及び責任について

- ・出店者は、搬入・搬出、出店、撤去などを行う際には、事故防止に十分努めてください。
- ・会場の保全・管理・秩序の維持や来場者の安全に支障があると主催者が認めた場合は、必要な対策を要請し、出店の取り止めを要請する場合があります。この場合に掛かる費用について主催者は負担いたしません。
- ・販売行為に係る保安全管理は、出店者が責任を持って行ってください。また、天災、その他の不可抗力により発生した事故（盗難、紛失、火災、損傷など以下同じ）については、主催者は責任を負いません。
- ・出店者自身の行為により発生した事故については、当該出店者が責任を負うこととします。
- ・主催者は風水害などの天災、その他の不可抗力の原因により開催期間を変更又は開催を中止する場合があります。また、主催者はこれによって生じた出店者及び関係者の損害は補償いたしません。

4) 禁止行為

- ①他人に迷惑を及ぼす恐れのある物品の携帯及び行為。
- ②会場内に動物を伴うこと。
- ③テント内及び会場内での喫煙。
- ④工作物及び物品の破損、又は破損の恐れのある行為。
- ⑤寄付金品の募集、承認を受けないでの飲食物等販売及び提供を行うこと。
- ⑥出店権の譲渡、転売。
- ⑦その他会場の管理上支障があると認められる行為。

# 申込書送付先

1. ブース出店申込書（出店者情報）
2. ブース出店申込書（出品メニュー情報）
3. 誓約書

上記3点を記載漏れが無いかご確認のうえ、下記送り先まで送付をお願いいたします。  
メール及びFAXにてお願いいたします。電話では受付いたしません。

申込み締切日	令和7年5月15日（木）17時00分【必着】	
送付先 （どちらか）	FAX	023-641-2163
	メール	s-hashimoto@y-ab.co.jp
お問合せ先	【業務委託会社】 株式会社 山形アドビューロ 担当／橋本・中村（電話 023-641-2160）	

## 決定通知の送付

決定通知は5月16日（金）に送付いたします（FAXもしくはメール）。  
通知が届かなかった申請者については、今回の出店は見送りとなりますので、  
ご了承ください。